

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

健康医療局

令和2年度11月補正予算

- 1 令和2年度11月補正予算の内容【健康医療局関係】…………… 1
- 2 令和2年度一般会計11月補正予算の概要【健康医療局関係】…………… 2

議案（条例その他）

- 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】…………… 4
- 4 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要…………… 5
- 5 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 6
- 6 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例の概要…………… 7
- 7 衛生研究所の特定事業契約の変更の内容…………… 9

1 令和2年度11月補正予算の内容【健康医療局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B	補正予算額の財源内訳				説明
				特 定 財 源			一般 財源	
				国 庫 支出金	県 債	その他		
(款)衛生費	459,703,353	1,472,000	461,175,353	940,000	—	399,000	133,000	
(項)公衆衛生費	274,497,326	—	274,497,326		—	—	—	
(項)環境衛生費	1,477,344	—	1,477,344	—	—	—	—	
(項)保健所費	318,972	—	318,972	—	—	—	—	
(項)医薬費	167,144,937	1,472,000	168,616,937	940,000	—	399,000	133,000	薬局事務員慰 労事業費ほか
(項)病院費	16,264,774	—	16,264,774	—	—	—	—	
使途を指定しな い収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款)教育費	3,653,334	—	3,653,334	—	—	—	—	
(項)大学費	3,653,334	—	3,653,334	—	—	—	—	
使途を指定しな い収入	—	—	—	—	—	—	—	
一般会計 計	463,356,687	1,472,000	464,828,687	940,000	—	399,000	133,000	

(特別会計)

国民健康保険事 業会計	707,503,252	—	707,503,252
地方独立行政法 人神奈川県立病 院機構資金会計	5,319,507	—	5,319,507
特別会計 計	712,822,759	—	712,822,759

健康医療局 合計	1,176,179,446	1,472,000	1,177,651,446
----------	---------------	-----------	---------------

2 令和2年度一般会計11月補正予算の概要【健康医療局関係】

(1) 医師等確保対策について

5款 衛生費 4項 医薬費

一部(新)・医師等確保対策費

ア 目的

医療提供体制の確保の観点から、医師の時間外労働規制が適用される令和6年度に向けて、医療機関における医師の働き方改革の推進を図る。

イ 内容

年間960時間を超える時間外労働を行う医師が勤務する医療機関における適切な労働環境の整備及び労働時間縮減に向けた取組に対して補助する。

ウ 予算額 399,000千円

5款 衛生費 4項 医薬費

・地域医療介護総合確保基金積立金

ア 目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）に向けて、医療・介護サービスの提供体制を強化するために作成した県計画に基づく事業を実施するため、国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行う。

イ 内容

国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行う。

ウ 予算額 399,000千円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療の担い手支援について

5款 衛生費 4項 医薬費

⑨・薬局事務員慰労事業費

ア 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

イ 内容

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者への対応など、感染リスクを抱えながら、業務に従事している保険薬局の事務員に対し、慰労金を支給する。

ウ 予算額 674,000千円

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局関係】

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

魚介類行商等に関する条例の廃止に伴う改正〔1項目〕
魚介類行商等に関する条例を廃止することに伴い、同条例に基づく事務を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市へ移譲する旨を規定した項目を削除するもの。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年6月1日

イ 経過措置

魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第12条の規定による事務並びにこれらの規定の施行に係る事務については、改正前の(2)の規定の例により、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

4 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正に伴い、ふぐの取扱いについて、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けて行う場合は、ふぐ包丁師以外の者が従事できるようにするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 用語の意義の追加

「ふぐ包丁師」の用語の意義に「ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として」を加える。(第2条関係)

イ ふぐの取扱い業務の制限の例外規定の追加

ふぐの取扱い業務の制限の例外規定として「ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合」及び「ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合」を加える。(第3条関係)

ウ ふぐの取扱い等に係る禁止事項等の整理

営業者又はふぐ包丁師の禁止事項として、「認証書又は免許証を他人に貸与してはならない。」とする規定を明確にするため、営業者とふぐ包丁師を分けて規定する。(第13条関係)

エ ふぐ加工製品の取扱い等の届出事項の変更届の規定を削除する。(第16条関係)

オ その他所要の規定の整備を行う。(第2条、第11条及び第23条関係)

(3) 施行期日及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

令和3年6月1日

イ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正に伴い、同条例に基づく事務の一部を移譲事務から除くとともに、その他所要の規定の整備を行う。

5 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正により、営業許可業種が見直されたことに伴い、営業の施設基準に係る規定を見直すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 営業の施設基準の整備

営業の施設基準について、共通する基準、営業許可業種ごとの基準及び生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準を規定するとともに、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準を新たに規定する。(改正後の第2条、別表第1、別表第2及び別表第3関係)

イ 営業の報告及び給食施設の報告等の削除

食品衛生法の一部改正に伴い、営業届出制度が創設されたため、関係規定を削除する。(第3条、第4条及び第6条関係)

ウ 手数料の見直し等

営業許可申請手数料について、営業許可業種の見直しに伴い整理するとともに、継続申請時の手数料を設定する。(改正後の第4条、別表第4関係)

エ その他所要の規定の整備を行う。(第1条及び第7条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年6月1日。ただし、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準の施行日は、令和4年6月1日とする。

イ 経過措置

改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業している者が、この条例の施行の日以後最初に食品衛生法第55条第1項の規定による当該営業と同種の許可を受けようとする場合、その申請手数料は改正後の条例第4条第1項別表第4の「金額(継続)の欄」とする。

6 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、法と重複する食品等の自主的な回収に係る報告の規定を削除するとともに、法の規制を超える食品等輸入事務所等の届出に係る規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 食品等の自主回収の報告制度の削除

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、食品リコール情報の報告制度が規定されたため、関係規定を削除する。(第14条関係)

イ 食品等輸入事務所の届出制度及び罰則規定の削除

食品衛生法の一部改正に伴い、食品等の輸入業は公衆衛生に与える影響が少ない営業であり営業届出を要しないこととされたため、関係規定を削除する。(第15条及び第17条関係)

ウ その他所要の規定の整備を行う。(第16条関係)

(3) 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

令和3年6月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の前日に着手された食品等の自主的な回収に係る改正前の第14条第1項及び第3項の規定による報告並びに同条第5項の規定による公表については、なお従前の例による。

(イ) この条例の施行の前日に受けた関税法第67条の規定による許可及び同法第73条第1項の規定による承認に係る改正前の第15条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

(ウ) この条例の施行の前日にした行為及び(3)イ(イ)によりなお従前の例によることとされる届出に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ウ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

(ア) 改正の内容

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部改正に伴い、同条

例に基づく事務を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に移譲する旨を規定した項目を削除する。

(イ) 経過措置

(3)イ(ア)及び(3)イ(イ)によりなお従前の例によることとされる改正前の神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項及び第3項に規定する報告、同条第5項に規定する公表並びに第15条第1項に規定する届出に係る事務については、(3)ウ(ア)による改正前の事務処理の特例に関する条例別表112の項の規定の例により、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

7 衛生研究所の特定事業契約の変更の内容

(1) 変更の理由

衛生研究所については、平成13年3月21日付けで県と有限会社ピー・エフ・アイ・エム・シーワンとの間で締結した特定事業契約に基づき、建物等の改修、建設及び賃貸等並びに維持管理及び研究支援業務を実施している。

衛生研究所の研究支援事業における情報セキュリティの強化を図るため、県が直接パソコンの整備及び運用・保守等を行うなど、研究支援に関する費用について、変更契約を締結する。

(2) 変更の内容

ア 原契約金額（維持管理及び研究支援に関する費用）

平成15年度 4億7,565万円

平成16年度以降 前年度の維持管理及び研究支援に関する費用に改定率を乗じた額

イ 変更契約金額（維持管理及び研究支援に関する費用）

平成15年度 4億7,565万円

平成16年度以降 前年度の維持管理及び研究支援に関する費用に改定率を乗じた額

ただし、令和3年度以降の研究支援に関する費用のうちLAN、情報システム運用業務にかかる費用については、次のとおりとする。

年度	支払額
令和3年度	1,665万1,910円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税151万3,810円）
令和4年度	1,590万7,760円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税144万6,160円）に改定率を乗じて得た額
令和5年度から 令和8年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用に改定率を乗じて得た額
令和9年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用からシステム運用に直接かかる経費を除いた額に改定率を乗じて得た額
令和10年度から 令和14年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用に改定率を乗じて得た額